

○西東京市立学校の学校選択に関する規則

平成14年 7月23日教委規則第27号

改正

平成30年 7月24日教委規則第 2 号

西東京市立学校の学校選択に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西東京市立学校の通学区域に関する規則（平成13年西東京市教育委員会規則第21号。以下「通学区域規則」という。）第 3 条第 1 項ただし書に規定する学校選択に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校選択)

第 2 条 この規則において「学校選択」とは、児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）が、当該児童又は生徒が翌学年の初めから第 1 学年として就学しようとする小学校又は中学校を選択することをいう。

(選択できる学校の範囲)

第 3 条 保護者は、通学区域規則第 3 条第 1 項本文に規定する小学校又は中学校を除くすべての小学校又は中学校から学校選択することができる。

(受入可能人数の決定)

第 4 条 西東京市教育委員会（以下「委員会」という。）は、各学校ごとに学校選択による受入れが可能な児童又は生徒の人数（以下「受入人数」という。）を決定しなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定により受入人数を決定するときは、学校の施設状況等を考慮し、学校長と協議するものとする。
- 3 委員会は、第 1 項の規定により受入人数を決定したときは、これを公表しなければならない。

(選択の申立て)

第 5 条 学校選択の申立ては、教育長が別に定める期間内に学校選択申立書を提出して行なうものとする。

- 2 学校選択の申立てをした保護者は、申立期間につき 1 回限り、希望する学校の変更をすることができる。この場合において、保護者は、改めて前項の申立書を提出するものとする。

(抽選の実施)

第 6 条 委員会は、前条の申立てに係る児童又は生徒の人数が第 4 条の受入人数を超えたときは、抽選により承認すべき者を決定する。

- 2 委員会は、前項の抽選により承認すべきこととなった者以外の者を学校ごとに学校選択待機者として登録し、その順位を決する。
- 3 第 1 項の規定により承認すべき者の決定を受けた者が、市外に転出する等やむを得ない事由により当該決定を辞退したときは、学校選択待機者の上位の順位の者を承認すべき者とする。
- 4 第 2 項に規定する登録する期間は、抽選の日から就学する年の 2 月末日までとする。

(就学すべき学校)

第 7 条 委員会は、第 5 条の学校選択の申立てについて、次の各号のいずれかに該当する場合は、保護者が選択した小学校又は中学校を児童又は生徒の就学すべき学校として承認する。

- (1) 申立てに係る児童又は生徒の人数が第 4 条の受入人数を超えないとき。
 - (2) 前条の規定による抽選により承認すべき者となったとき。
- 2 次の各号に該当する場合は、通学区域規則第 3 条第 1 項本文に規定する小学校又は中学校を児童又は生徒の就学すべき学校とする。
- (1) 保護者が第 5 条の申立てを申立期間内に行わなかったとき。
 - (2) 前条第 2 項の規定により学校選択待機者として登録された者で、同条第 3 項の承認すべき者の決定を受けなかったとき。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、学校選択の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年 8月 1 日から施行する。

附 則 (平成30年 7月24日教委規則第 2 号)

この規則は、平成30年 9月 1 日から施行する。